

12月定例会

令和4年第4回

一般会計補正予算を含む 市長提出議案16件、議員提出議案1件を可決・同意

12月定例会は、11月30日から12月21日までの22日間の日程で開かれました。市長提出議案は、条例の制定・改正案9件、補正予算案5件、権利放棄案1件、損害賠償額の決定案1件、人事案件1件の17件でした。うち1件については、原案撤回が承認され、合計16件となりました。審査の結果16件は、原案のとおり可決・同意されました。加えて、議員提出による条例制定案1件が提出され、原案のとおり可決されました。

一般質問では14人の議員が市政をたどしました。

また、10月31日に開かれた臨時会において、エネルギー・食料品等価格高騰の影響を受けた市民・事業者を支援する補正予算案1件が可決されました。

(議案第63号) 損害賠償の額を 決定することについて

令和4年8月25日、経年劣化した水道管の破損により濁りが生じた水道水が市内に所在する工場に流入し、設置している機械部品に損害を生じさせた。損害賠償額は部品代267万3千円が計上。

(議案第67号) 幸手市議会の議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

今年8月の人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給割合を年間0・10月分引き上げ、現行の4・30月から4・40月に改定するもの。

(議案第68号) 幸手市長等の給与等に関する 条例の一部を改正する条例

今年8月の人事院勧告を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間0・10月分引き上げ、現行の4・30月から4・40月に改定するもの。

(議案第69号) 幸手市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例

今年8月の人事院勧告を踏まえ、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合を改定するもの。給料表については、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

施行期日は、令和4年4月1

日から適用する。

また、勤勉手当の年間支給割合を、0・10月分引き上げ、期末手当、勤勉手当の支給割合を現行の4・30月から4・40月に改定する。

令和4年10月31日 臨時会 (議案第57号) 令和4年度幸手市一般会計 補正予算(第7号)

令和4年9月、内閣府から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が示された。実施にあたっては、地域の実情に応じてきめ細やかに、必要な支援を重点的・効果的に実施するよう措置され、事業を速やかに実

施するために、1億4648万7千円が追加補正された。

(内容)

- ・エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける高齢者や若者を対象として、ハッピーメール券を送付する。
- ・エネルギー・食料品価格等の影響を受ける高齢者施設等、障がい者・障がい児施設等、民間保育園等、医療機関等、中小企業・小規模事業者等に支援金を交付する。
- ・エネルギー・食料品価格等の影響を受ける世帯の支援として、小・中学校の学校給食費を令和5年1月から3月まで無償化する。

今年も
よろしく
お願い
いたします



議長

宮杉 勝男

副議長

小林 啓子

議員（議席順）

四本 奈緒美
坂本 達夫
海老沼 隆夫
小林 英雄
枝久保 喜八郎
本田 謡子
小河原 浩和
松田 雅代
木村 治夫
藤沼 貢夫
青木 章
武藤 壽
大平 泰二



幸手市議会議長
宮杉 勝男

市民の皆様さまにおかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

また、日頃から幸手市議会に對しまして、温かいご支援、ご指導を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束に至っておりませんが、再び、安心して生活できることを切に願っております。私たち議員も、市民の代表として、しっかりと市議会での議論を重ねてまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして大きく飛躍する年となり、明るい一年になりますよう、心よりご祈念申し上げます。市議会を代表し、新年のご挨拶とさせていただきます。



幸手市長
木村 純夫

市民の皆様には、輝かしい新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、市政推進に、深いご理解と格別のご支援をたまわり心から感謝申し上げます。

市では、関係各位の皆様のご協力をいただきながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせる、「未来志向のまちづくり」を進めてまいります。

今年（卯（う）年（とし））は、うさぎの様に飛躍できるよう、今後も、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底した上で、「拙速は巧遅に勝る」を肝に銘じ、教育・子育て・医療・介護・福祉・施設整備・防災等の様々な事業を、積極的に実施してまいります。

結びに、皆様にとりまして、より佳き年となりますことを、心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年12月定例議会
本会議議案質疑内容

（議案第63号）
損害賠償の額を決定
することについて

質疑

令和4年8月25日の水道水の濁り水、被害状況を伺います。

答弁

大字吉野1件、大字権現堂24件、大字幸手44件、大字上吉羽36件、大字上高野3件、大字神明内9件、天神島1丁目1件、大字天神島2件、東1丁目3件、東2丁目3件、東3丁目49件、東4丁目55件、東5丁目53件、北2丁目3件、北3丁目14件、大字木立4件、緑台1丁目23件、緑台2丁目3件、以上18地区、330件です。

質疑

事故発生から詳細な時間的経緯と水道部の対応について伺います。

答弁

場所は幸手市東5丁目22の1付近。発生時刻は、令和4年8

月25日午前9時40分頃です。

水道部が確認に至った経緯は、令和4年8月24日午前8時に市民より水道部に通報があり、水道管理課職員が現場確認を行い、道路上に水がにじんでいる程度であり、判定試薬を使用したところ、反応があり、漏水と認識しました。

質疑

水道部が損害賠償の責任がある、いわゆる不法行為があったと判断した理由と法的根拠を伺います。

答弁

幸手市東5丁目地先において、道路に埋設されていた本市が管理する水道管が、経年劣化により破損したことにより生じたものです。また、損害賠償を行う法的根拠については国家賠償法です。

（議案第64号） 令和4年度幸手市一般会計 補正予算（第8号）

質疑

老人福祉費委託料の減額は、敬老会の封入作業の委託料と出ていますが、敬老会の記念品はどうなったのかを伺います。

答弁

今年度の敬老会は、9月19日月曜日の敬老の日に開催を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、屋内施設での開催は感染リスクが高まることから、ご出席の方々並びにご家族の健康と安全を最優先とし、急遽開催及び記念品の配布を中止としました。

敬老会の記念品については、社会福祉協議会の予算から提供していることから、本議案の減額計上ではありません。

質疑

保健福祉総合センターの管理運営費の委託料の減額と払い戻しについて伺います。

答弁

施設設備総合管理業務委託は、天神の湯に係る4月から9月までの実績に基づき不要となった部分を、減額による補正予算で計上しました。また、天神の湯の回数券払い戻しについては、既に回数券を購入された方が券を使用することができない状態にあるため、幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例に基づき、回数券の払い戻しを行うために計上しました。

（議案第63号） 損害賠償の額を 決定することについて

反対討論

武藤 壽男

水道事業は、我々が生活していく上で欠かすことのできない、電気などと共に重要なライフラインで地方公営企業法に基づき、市が経営する公営企業として市民の皆さんに水を供給する事業であります。

議案第63号は、専決処分された11号、12号は飲食店の営業損害の損害賠償、13号は工場の部品の損害賠償と同一の令和4年8月25日に発生した水道管の破損による同一事案で工場の部品損害267万3千円の損害賠償の、初めての異例なケースです。

水道部の確認が事故発生1週間後の9月1日で、既に部品は交換され交換前の部品の確認がされていない。また、専決処分の工場の部品損害は、市の現場確認もなく電話とメールでの確認で驚きです。2件の営業補償ですが、専決処分の際、説明もなく金額の詳しい積算も不明で、公平性と妥当性について疑問です。

今回の損害賠償は、基準もなく軽率な対応です。水道事業の持続的経営を考えるとこの対応

が先例前例となる大きな影響が心配です。

以上のことから損害賠償事務の取り扱い指針あるいは要綱等が示されない現在では、反対と致します。

賛成討論

本田 諤子

損害賠償の法的根拠と損害賠償に対する行政対応の2つについて申し上げます。

法的根拠は幸手市水道事業給水条例第14条第3項「給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない」とあるが、施設管理上の瑕疵によるもので当てはまらない。また、国家賠償法第2条「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる」となっている。

行政対応については、相手側の現場へ行ったのが1週間後と理解できない。今後早急に損害賠償に必要な例規等を整備、マニュアルを作成し、今後万全に対応できるように強く要望し、賛成討論と致します。

人事案件

固定資産評価審査委員会委員

駒橋 明彦 氏

を選任することに同意しました。